

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(伊方発電所第3号機の設計及び工事計画認可申請(原子炉冷却系統施設の主要弁の改造))【5】」
2. 日時：令和4年8月24日 13時00分～14時25分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)
4. 出席者：(※・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

奥企画調査官、鈴木主任安全審査官※、伊藤安全審査官

四国電力株式会社：

設備保全グループ副リーダー 他5名(5名のうち2名はTV会議システムによる出席)

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 伊方発電所3号機 1次系弁改造工事(認可申請)コメントリスト
- ・資料2 伊方発電所3号機 1次系弁改造工事に係る設計及び工事計画の認可申請の概要について
- ・資料3 伊方発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。規制庁の伊藤です。これから土肥片野園改造についてのヒアリングを開始いたします。
0:00:09	本日の資料としては、コメントリスト。
0:00:14	の資料 1 と、資料 2 としてパワポの概要資料、それから、資料 3 として補足説明資料をもらっております。
0:00:27	一応資料は一通り目を通しておりますので、
0:00:32	差し支えなければ質問の方から入りたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。
0:00:38	四国電力伊藤です。はい。よろしく申し上げます。
0:00:43	はい。規制庁伊藤です。承知しました。それではですね衛藤早速ですけれども、少々お待ちください。
0:00:59	はい。まず、コメントリストの方で言うと、ナンバー18 の方、所 32 条とか 33 条の、
0:01:09	あたりについては今回、衛藤説明を加えてもらいまして、今のところ、追加で質問はございません。
0:01:20	で、それで
0:01:24	ナンバー17 の方、寸法のところですね図面が図面の命名上とかそこら辺を整理していただいたところについて質問を幾つかさせてもらいたいと思っています。
0:01:38	資料 3 の補足説明資料の、
0:01:43	6 ページ目以降ですかね今回加えていただいたところで、
0:01:51	設計図書の種類、
0:01:54	ですとか、それをそのあたりをどう使ったか。
0:01:58	という有井はわかりました。
0:02:02	で、その上でなんですけれども、
0:02:06	平成 19 年の弁Cの取りかえのときと、今回の
0:02:12	弁AとBの取りかえのときで、
0:02:15	変更前の数字ですかね。違う。
0:02:21	種類の種類の設計年といいますか、違うやり方をとられていると。
0:02:28	で、ちょっとこの違い、違うやり方をしている理由というところを説明してもらえますでしょうか。
0:02:44	直電カイトウでございます。江藤。今のご質問の件ですけれども、ちょっと資料の、今回の補足説明資料の下のページ 7 ページのA4 横向きの表が掲載されているこちらのページをご確認いただきたい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:57	表中の、2行目、弁士取替時平成19年とかかってくれているところの、
0:03:03	具体的に記載をしているところ。
0:03:06	いーございまして、
0:03:08	このときの工事の際には、当社はそういうこの※書きをしているところでございまして、
0:03:13	設計当初は1Cであったんですけども変更後の4シート、その時に異なる部位の先方であったため、そのもととなる冊子を取り寄せて、
0:03:23	法の値の検証を行ったというところでこの時はこのような、
0:03:28	他の方法もとらせていただき
0:03:30	片や今回、この
0:03:34	C5期平成19年取りかえの際はこれが、
0:03:37	後任として初めて読む表が出ていくタイミングです。
0:03:40	で、片や同じ表中の一番下の行、AB鳥飼時価今回と書いているところが今回の
0:03:48	藤鳥飼瓜生でございますけども、こちらは今回初出しというわけではなくて、新規制基準の際にもうすでに本目標が、
0:03:55	出ております。なので変更前としては、すでに出ている要目表の、に記載をされている数字を持ってくるというところから今回のような記載の仕方になっていると、そういう違いがございます。以上です。
0:04:12	季節をイトウですありがとうございます。今の四国電力の説明ってオンラインの皆さん聞こえてましたから大丈夫ですか。
0:04:25	四国電力キムラの方は聞こえております。聞こえているということであれば、大丈夫ですはい都築です。こちら聞こえてます。
0:04:32	局電力本店も聞こえております問題ありません。はい、わかりましたじゃこのような感じでしゃべっていただければと。はい。
0:04:40	はい。ご説明ありがとうございます。
0:04:45	そうですね。
0:05:11	コンコン
0:05:16	規制庁衛藤です。平成19年当時としては、変更前の数字は、
0:05:27	この数、この数字を書くのが、
0:05:30	適切であって
0:05:33	今回で言う変更前のこのこの数字、
0:05:37	を書くよりは、良いよいというそういう判断があったんでしょうか。
0:05:47	四国電力のナカガワですが、平成19年の時はですねこの注記書きでも書いてる通りですね、新規制基準時とは違って取りかえ工事を行う。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:59	ための工認を作成するものでした。なので、変更後の数字っていうところで変更後の図面もあって、
0:06:06	変更後と変更前にこの設計テスト1と、
0:06:11	4、
0:06:13	ていうところが、変更前後の、
0:06:15	設計図書になるんですが、
0:06:18	ここを見ると確かに数字が違うんですけど、
0:06:21	数字は違うんですけどそもそも違う冬を指して、違う数字になってるっていうところで、当時、どういう判断だったかっていうところは、ちょっと推測の部分があるんですけど。
0:06:33	おそらく、この変更後の●●(非開示情報)が、既設弁はじゃあ一体何なんですか。
0:06:41	変更後のこの数値が、変更前は幾らだったんだっていうところに主眼を置いて、
0:06:48	おそらく
0:06:51	間違った数字を書いているものではないと思います
0:06:55	ただ、新規制基準時、取替工事が無いときに、
0:06:59	変更前、既設の弁、工認として、既設の弁の数値を書こうとした場合はですね、
0:07:06	ここの変更後の数字って併行取りかえがありませんので、その設計図書1で、数値を読み取って、ここ以外の数値を書くという、
0:07:18	そういう
0:07:20	考えには至らない。
0:07:22	考えますので、どちらが間違いというものではなくてどちらも、数字としては正しくて弁の厚さを示すもので、
0:07:32	設計としては、どちらでオカいたとしても、強度上問題ないと。
0:07:37	いうところは、強度評価のところでも示しているところになりますので、どちらが正しいかと言われるとどちらが正しいというのはいないんですけど、
0:07:46	一般的に、後任に4票記載しようとした場合に、
0:07:51	変更前を、
0:07:54	書こうとすると、平成19年、
0:07:56	このような、
0:07:57	取りかえがあれば、こういう書き方ができたと思うんですが、新規制基準の時にこの
0:08:02	平成19年の家のような数字を変更前に書くというのは不可能。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:07	いうところを考えると、今回の取替工事で書いてあります、変更前と変更後と、
0:08:13	いう関係が、
0:08:16	素直だし、適切ではないかなと。
0:08:24	ありがとうございます規制庁イトウです。
0:08:32	ちょっと聞き方を変えると、今回の
0:08:37	取りかえのときの、
0:08:39	変更前の数gが
0:08:44	弁士の取りかえ時のように、とかくかくっていうそういう選択肢はなかったんでしょうか。
0:08:54	平成 19 年の時にそういう考えをするというところが、全くないわけではないと思いますそういう考えで、変更。
0:09:02	前後で数字が変わるという判断で、工認申請するということもあり得ると思います。ただ、おそらく当時の担当者者としてその数字は本当に違うのだかというところ。
0:09:14	変更後で、各部位の数字がその変更前に比べ、
0:09:20	いうところに主眼を置いて、変更前後を変えたと。
0:09:25	すいません私の質問は今回の辺、ABの取りかえに当たって、
0:09:32	平成 19 年の時のような要目表の書き方をするという、
0:09:37	選択肢はあったのかと。
0:09:41	四国電力中出失礼しました。基本的には、今回の取替工事の際の工認では、変更前の記載というのは新規性基準で、
0:09:51	一旦工認として出した数字になりますので、基本的にはもうこの数字で、変更前、書くというのが、
0:09:59	考え方に
0:10:03	変えたものをさらに変えて、
0:10:05	ていうところは、
0:10:07	普通はしないかなと。
0:10:10	ただもちろん、この
0:10:13	平成 19 年の数字が全然ない数字っていうものではないので、
0:10:18	弁としてはもちろんあり得るする。
0:10:30	うん。
0:10:52	はい。瀬戸イトウです。ありがとうございます。
0:10:56	大体ABとす。
0:10:58	ABとCの違いというのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:01	いきなり取りかえをやっているか、
0:11:06	というやっているとこのあと
0:11:08	ABについては、新規基準の時に1回これ、これを要目表出している と、その違いが、
0:11:16	あって、こうなっているという説明だと理解しますし、ただ、
0:11:23	それで
0:11:28	すいませんちょっと10ページのところで、まとめて書いていただいている ところの中身を確認したいんですけれども。
0:11:42	本工事計画の要目表作成時に云々というところで、一番最後、最後の 行の記録に該当することから、要目表記載値として妥当であるという ところ。
0:11:58	なんですけど、こここういう記録に該当するから、
0:12:02	記載する記載とした後っていうのは決まっているんですよ。
0:12:10	四国電力の仲川ですがここで記載させていただいているのはですね。
0:12:16	公認の今回の添付資料でもありますその品証の資料のところで、記録 としてこういう、こういう種類の
0:12:26	場所がありますというところが記載されてまして、
0:12:29	設計当初1も2も、3も4ですけど、
0:12:33	すべてここに記載されてる。
0:12:37	よく該当するので、その記録を根拠として、要目表を記載するのだと。
0:12:43	いうところを書かしていただき、
0:12:46	うん。
0:12:49	はい、季節をイトウです。
0:12:52	それでちょっと気になって、
0:12:53	たんですけれども、
0:13:01	と、
0:13:03	6ページですかね、6ページの、
0:13:07	表で設計とその分類があって、
0:13:11	一番右側で記録の種類とあって、これによると
0:13:17	設計図書1から4まで全部記録であると。
0:13:22	ということで、さっきのお話と合わせると、
0:13:27	すいませんカマタ同じ質問になってしまうんですけど、設計当初、
0:13:32	3、
0:13:35	今回は取り寄せてないってことだと思うんですけど、設計当初さんの、
0:13:40	数字を、例えば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:42	要目表の変更前に変えたとしても、QMS上は、それは妥当であるということになりますか。
0:13:52	記録としてそれを使うことが駄目とはならないので、もちろん大丈夫ではありますが、すでに先ほど引きましたけど、今回はすでに機構、後任として新規制基準のときに出した数字を、変更前、書くというところがやはり、
0:14:08	基本になりますので、
0:14:13	建設当時、使用権でなくて購入に書かれてないであるとか、別表とかが、ガイドが変わって記載項目が追加に
0:14:22	そういう場合はですね、機構に通知がありませんので、こういった設備、
0:14:31	根拠として数字を書くことがあるんですが、後任として、もうすでに出しているものであれば、もう基本的にその数字、
0:14:39	オカ区というのが9、
0:14:50	はい、規制庁イトウです。大体状況というか、
0:14:58	考え方は、
0:15:00	わかったつもりではおります。
0:15:05	等、
0:15:21	ちょっとさつき、
0:15:23	もしかしてお答えいただいたかもしれないんですけど平成19年当時に、変更前の数字で1Cを使わなかった、1ジンノ値を使わなかったのは、
0:15:35	おそらく当時の担当者が、
0:15:39	変更後の
0:15:42	寸法取ってる位置、
0:15:45	位置で、変更前も格好としてそうなったということでしたっけ。
0:15:52	四国電力の矢田です。ご認識の通りです。
0:15:57	うん。
0:15:59	規制庁の奥です。
0:16:01	ちょっと確認させていただきたいんですけども、AとCの弁については、平成19年取替時に、より文書確認されて、
0:16:10	やさしいにされている吉井と同じ部位の寸法ということで●●(非開示情報)施設、
0:16:14	一方そのエリア時タイミングのその25年、新規制基準施行時には、ここで3とか4とか、そういう参照せずに1の文書に当たるかと思うんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:25	そこってというのは何か、どういう整理でこういうふうに書かれたのかというあたりはいかがでしょうか。
0:16:30	四国電力の仲です。新規性基準時は、取替工事がありませんので、その後、弁を取りかえた後の図面というのはありませんので、
0:16:40	我々としては、今ついてる弁の図面っていうので、
0:16:45	次、自分たちが、
0:16:47	記録として持っているものがありますんでそれを見るのが基本になります。この文を見ると設計図書1の数字を書くことになります。これに対しては、
0:16:57	平成19年のようにですね、これに対して比較するものが、当時はありませんので、これを要する、変えたときにこの数字、
0:17:06	ところがありませんので、
0:17:08	4表の作成としては、もう設計当初、1、
0:17:12	を確認して、
0:17:16	その数字を4億円か。
0:17:18	ということで、購入の要件の作成としては、法案ということで、平成19年この取替工事、
0:17:27	たところが、
0:17:29	違うところ。
0:17:30	素行。
0:17:34	この既設の弁としてこの
0:17:36	今我々が持っていない図面、
0:17:39	持っている図面では書いてないところの数値を、
0:17:42	わざわざ、
0:17:45	メーカーから取り寄せて、
0:17:47	書くという、そういう思いには至らない。
0:17:51	早期セキのときに、この数字を書くのは、
0:17:55	基本的には妥当と。
0:17:58	そうなるものと考えてます。
0:18:02	今のご説明大体お考えはわかりますけれども、ただ、ここにその紙については、実は同じ仕様の弁ということで、少し入る取りかえをされたことの平仄みたいなことはその時はあまりも検討されずあくまでもその
0:18:15	下にひも解いている当初の設計図面を参考に書かれたそれ以上のことはなかったという理解でよろしいでしょうか。はい。四国電力の中です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	おそらくそういう認識です。おっしゃられる通りですね、当時新規性基準では、BとC、
0:18:29	Cももちろん申請してましたので、そこで数字の違いがあるところで何か、
0:18:35	思うところがあれば、もしかしたら見るようなきっかけがあったかもしれないんですけど、ABは、建設時から変えてないでCは取りかえています。
0:18:45	数字が違う、取りかえたから数字が違うんだらうなぐらいで終わってるとですね、基本的にはCは購入を出した値をそのまま持ってくるので、設計図書を見るというタイミングはありません。
0:18:56	なかなかそういう、
0:18:58	違う部位を指して、
0:18:59	数字が違うっていうところには、思いが至らなかったものとか、
0:19:06	わかりました。ありがとうございます。
0:19:12	規制庁鈴木です。ちょっと、
0:19:15	聞いてて何か説明がちぐはぐかなあと思った印象を受けたのが、
0:19:21	10ページの説明は、弁、弁Bについては、品質記録に基づきますよっていうところが、
0:19:30	理解できるんですけども、
0:19:32	そうすると平成19年当時わあ、
0:19:37	品質記録である1Cを使わずに品質記録ではない3Cを、変更前に使ったっていうところが、10ページの説明とやっぱりずれて狂うと思うんですけども、
0:19:49	通常の品質管理をしっかりとやるという観点です。例えば、
0:19:55	1Cではなく3Cに変更するよっていう。
0:20:01	何かしらの
0:20:04	品質管理上の手続きをした上で3Cを、
0:20:09	承認図書にして品質記録化した後に、変更前のところに記載を、
0:20:16	するのが、品質管理の根本的なやり方じゃないかなと私は、
0:20:21	認識してるんですけども。
0:20:23	そこについては3、答弁Cについては10ページの説明は菅、当てはまらないってことなんでしょうか。
0:20:35	四国電力の仲間ですが。おっしゃられる通り我々が通常を登録している部署としては設計図書1になって設計図書さんというのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:46	工認の段階でメーカーから取り寄せた事例になります。で、先ほどの品質記録との対応でも書かせていただいておりますが6ページでも書かせていただいておりますけど、
0:20:59	設計図書さんは我々の方で刊本として登録している図面ではないんですが、
0:21:05	この平成19年の工事として購入を作成するとして、供給者から入手した設計図書になりますので、それ自体が、記録として使えないものというものではありません。
0:21:18	あと、この設計図書を登録する、しないというところにつきましては、今回のこの平成
0:21:25	の工事をもって、この弁については、取りかえ後設計図書を4になるというところで、我々が登録する図面としてはですね、設備図書
0:21:39	それを
0:21:41	工事後に変えると。
0:21:46	以上です。
0:21:48	規制庁数で最後のところは変更後の欄のことを言っているので私の質問と、
0:21:53	関係ないと思っております、変更前も変更も、品質記録に基づいた記載をするんですよってことを10ページは書いてある。
0:22:03	品質記録っていうのはこれ承認がない。
0:22:06	限りは品質記録にはなりえないと私は、
0:22:09	理解しているので、6ページで言っている3Cというのは承認されたところ何も書いてないので、
0:22:17	品質管理上、存在していない品質記録等にはなっていない図書。
0:22:23	思えるんですけども、
0:22:25	それは品質記録になっているんですか。
0:22:29	四国電力の仲川ですが、購入を作成するための必要な図書として、我々が供給者から入手した設計とちょっと位置付けという品質記録という理解です。以上です。
0:22:45	規制庁数でその時にやっぱり1シート3Cの記載が、
0:22:49	違うということについて、
0:22:52	品質管理上は何かしらの検証がなされるべきですよ。
0:22:59	あ、四国電力の中平ないという判断だったんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:04	四国電力の仲川です。設計図書 1 と 3 で、数値が違うというものではなくて、設計当初、1 例指している寸法とは違う部位、設計当初 1 に記載されてないんですけど、
0:23:18	まず、取りかえ後の設計図書読んで記載されている数字を、それよりも詳細なメーカーが持っている加工図で確認したというものになります。
0:23:30	すいませんやっぱりせず、質問に回答していただけていないので、10 ページに弁Cのことを同じように書いてください。
0:23:44	同じように書いて妥当であるというふうにその当時判断したんだっていう、何かの、
0:23:50	説明を入れて欲しいんですけど。
0:23:52	四国電力の中です。了解しました。
0:23:57	規制庁鈴木です。次にですね、
0:24:03	7 ページの経緯の表を見たときに、
0:24:09	平成 19 年の弁Cの取りかえ、
0:24:13	これに関しては、
0:24:14	要目表の変更前後の記載値を見た場合に、取りかえだなっていう、いう気がするんですね実際は変更後のところは、具体的な数字が書いてあるんじゃないかって変更前と同じとか、或いは、
0:24:29	動作とかっていう形にんなるんだと思うんですけど取りかえるのでね。
0:24:35	と思うんですけども、
0:24:37	それは取りかえだよねと。ただ、
0:24:40	今回のABは変更前と変更後で、
0:24:44	記載している数字が違うので、取りかえである。
0:24:48	という説明がどこにもない気がするんですけども。
0:24:52	その記載のルールとして変更前と変更が違う数字であったとしても、取りかえでなんだっていう。
0:24:57	何かしらの四国電力の
0:25:02	せ記載の利用料だとか、そういうものは何かあるんでしょうか。
0:25:34	四国電力の仲川ですが、工認ではですね変更理由に以降こういう点を取りかえますと書いて、利用目標として、取りかえた際に、
0:25:46	数値が変わらないものは踏査。
0:25:49	で数字が変わるものは、変更前後で数字を変えてきた。
0:25:54	最高使用圧力とか温度とか、個数のように、変更がない条件として変更がないものは変更なしと。
0:26:01	そういう記載で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:02	へえ。
0:26:04	させていただいて、
0:26:07	提示をする、そこがやっぱりわからなくてですね、
0:26:12	変更前後で数字が変わらないということであれば、誰もが生命のわからない変わらないよね、強度も変わらないよねって、
0:26:24	印象を持つはずなんですよね。添付資料を見ればわかりますって話じゃないですよ、これ本文事項としてそこがはっきりわかるかどうかって議論をしていて、
0:26:34	一方で弁ABの今回の申請については変更前と変更後で数字が違うけど性能も強度も変わらないんですっていう説明は、
0:26:44	これについては、まず、強度については、強度の計算書を見にいかないといけないし、
0:26:52	性能が変わらないんですっていうのは多分特段どこの添付資料にも書いてないと思うんですけども、
0:27:00	そうするとこれって、取りかえ単なる取りかえではなくて、性能とか強度が、
0:27:06	変わっているような改造になってるんじゃないかっていうふうに、
0:27:11	勘違いしちゃいそうな気がするんですけども。
0:27:14	そこについては、何かしら本文で、そこは取りかえである性能目標でも変わらないんだっていうところを、
0:27:22	指し示す記載はどっかにあるんでしょうか。
0:27:29	四国電力の中間です。我々の認識としましてはこの数字が変わるところは、
0:27:39	法で法律で言うところの改造に当たるという認識で、認可申請させていただいてまして、この変更後の数値に対して、
0:27:50	影響度は、存続するというのを示さしていただいているところ。
0:27:56	ここで言うところの、届け出対象になる取りかえという位置付けとは考えておりません。
0:28:04	以上です。
0:28:06	規制庁鈴木です。ちょっとすいません。改造であるという認識であるというお話が、
0:28:14	審査会合の場でそういう説明がちょっとあったかどうか、記憶にないので、そこは確認してもらいますそれで、今回は改造であるという明確な何かしらの説明が、
0:28:27	あるのであれば我々としては改造、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:31	した結果として認可をするというのは全然問題ないと思うんですけれども、
0:28:38	そのところはちょっと前回の審査会でそういう説明がなされていたかどうか、あと、
0:28:47	改造であるので、強度計算も何かしら変わるし、
0:28:52	この変更前から変更後に変わったところが何かしら容量設定根拠みたいなところで、
0:28:59	この数字からこの数字に変えるんだってところが、何か登場してきているんであれば変え何のためにどういう内容の改造をしたのかなっていう。
0:29:09	ことは理解できると思うので、ちょっとその辺も含めて申請書等審査会後の内容含めて確認させていただきます。
0:29:17	私から以上です。
0:29:33	規制庁伊藤です。佐瀬儀間スズキさんがおっしゃったのは
0:29:39	野瀬節工認ガイド上、改造っていうのは、業務課の変更がある。
0:29:47	ものであるということ。
0:29:50	ぐらいしか書いてないけれども修理の、
0:29:54	うちの性能または強度に影響を及ぼすGよりは、
0:29:59	何だと格付とした上なので、強度にも影響を及ぼすようなそういうものが改造であるというそういう前提。
0:30:11	ていうのを、もしご質問ですから今は、
0:30:14	規制庁すげえそうですそれで、四国電力も改造後の数字が、必要な強度、或いは必要な厚さを、
0:30:26	十分余っていることを確認して、改造した結果が問題ないっていう、市基準に技術基準適合するということを説明していますというふうに、
0:30:37	今口頭説明があったので、そういう視点で、審査会合の説明だとか申請書の説明がなっているんであれば、そういう改造を今回してきた手続きを、
0:30:50	申請しているというふうに理解すればいいのかなというふうに思いました。
0:32:45	規制庁井藤です。例えばですね、前回、前回の時はこの認可先生と一緒に出してもらった届け出書
0:32:57	材料の変更があったと思うんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:01	何か同等材カラー本来のというか、材料に変えるといったところ、あれについてはもう変更前で、記載の適正化だったの総会だとかちょっと覚えてないですけど、
0:33:16	変更前のところで、
0:33:19	抱えていたと。で、
0:33:22	すそれと比べて今回の先方の変更っていうのを、変更前と変更後で分けているっていうのは、
0:33:33	やっぱり扱いとして違うっていうことなんですか。
0:33:38	四国電力の仲川です。おそらく配管、材料の方はですね、
0:33:44	ガイドにも、
0:33:45	記載されてますがそういう材料の
0:33:48	間に、
0:33:51	時期によってその番号が変わるっていうところがあって、そういうところで番号が変わっただけでものとして同等っていうものは、記載の適正化でよいというのが、
0:34:04	記載の適正
0:34:06	で変更後は変更なし。
0:34:09	バウンダリ範囲については、
0:34:11	調査でとる。
0:34:14	というような扱いにしています。一方こちらはですね数値として変わるものであって、
0:34:19	先ほど回答に書いてあるような記載の適正化で済むというふうな運用にはなっていないという強い認識ですので、我々としてはやっぱ、
0:34:30	こちらは数字を変える以上、物を変えて数字を変える以上は、改造に扱うべきであろうというところで、昔するとさしていた。
0:34:50	瀬戸イトウです。はい。わかりますし、
0:34:56	うーん。
0:35:59	規制庁伊東です。これ、これはまたこちら、チームで固まった考えではないんですけど、今回の辺のB、
0:36:10	については、レベル的にはもう何、何て言う
0:36:16	修理の中の取替工事ぐらいのものなんじゃないかなという意見もあり得ると思って。
0:36:25	して、
0:36:29	うん。
0:36:41	まずすん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:46	うんと食べるなんて。
0:36:49	はい。
0:36:50	規制庁の奥でございます。
0:36:53	今回の申請改造として、申請いただいた考え方について今のご説明でわかりました。こちら設工認手続きガイドの中では確かにおっしゃっていた通り、要目表の記載を変更して、
0:37:04	という場合にはやはり改造であるということで、規定がありますので、これはおっしゃる通りであろうと思います。ただ一方で、先ほどの方からも少しお話がありましたように、
0:37:15	実質、ものが変わらない。
0:37:18	この今回の申請寸法だけ変わる。
0:37:21	そういう場合についてどういうふうな形でこちら審査していくのが適当なのかというあたりについては若干議論が必要かというふうに思っています。
0:37:28	今回はまた別の話なるかもしれないですけども、今回のきっかけにしてそれはこちらの方でも考えていくべき課題というふうにいたしております。以上です。
0:37:40	すいません規制庁鈴木です。今のところは関西電力の
0:37:44	先ほどの私の質問に対する回答とちょっと趣旨が違う。
0:37:50	とらえ方を、
0:37:52	している時の場合において、何かしら検討の余地はあるよねっていうことを、伊藤さん奥さんも、
0:38:00	言われていたわけですね。
0:38:03	一方で私が、
0:38:05	回答していただいた内容は、性能とか協働について、
0:38:11	改造後において技術基準を別に適合するということを今回申請で、
0:38:17	出しているんだという説明があったので、
0:38:23	審査会合の資料とそれから申請書の内容が、そういう記載になっていれば、今、伊藤さん奥さんが言った話。
0:38:34	とは違う話になるわけですね。
0:38:39	ちょっとその認識は、
0:38:42	合わしといた方がいいと思うんですけども。
0:41:09	規制庁鈴木です。とりあえず規制庁側はまだ認識が統一取れていない可能性が。
0:41:17	あるという状況なので、ここは庁内で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:21	確認を、
0:41:23	した方がいいかなという状況であるということはわかりました。一方でです ね。
0:41:29	先週の審査会合の、
0:41:32	資料をですね 7 月 28 日だったかな。
0:41:35	その資料の中で、
0:41:39	メインぶたと弁箱の寸法変えるというのが、
0:41:45	記載されているのがほぼ、今日の補足説明資料の 4 ページ 5 ページ。
0:41:52	4 ページは多分、内容を書いてなくて、5 ページは審査会合の後、2、 若干何か説明をつけ足している。
0:42:02	気がするんですけども、
0:42:05	それで、その紙設備を読む限り 4 ページの説明を読む限りにおいて は改造であって改造が、
0:42:15	技術基準に適合するかどうかということ、
0:42:18	説明するってのは一言も書いてなくて一方、5 ページの、今日の資 料、資料の 5 ページの、
0:42:27	まとめのところの一段落目のところは、強度については、
0:42:33	改造後の内容が、
0:42:37	規格に基づいた内容を満足するんですよってことが説明されている。
0:42:44	ただそのあとのなお書きとか、今後みたいところが何かまた選びにな ってきちゃう。
0:42:52	いる気がして、
0:42:53	結局、
0:42:55	何か明確に、
0:42:56	審査会合の場で退蔵であるという説明はなされてない気がするんです けど、ここは四国電力は、
0:43:04	御説明を新たにするという理解でよろしいですか。
0:43:20	四国電力の仲川ですが、会合の時の所則資料でもですね、ここの、
0:43:26	今おっしゃられたページのまとめのところの、
0:43:30	なお書きより上については記載している。
0:43:34	と思っておりますので、
0:43:36	その、ちょっと今まで何か認識が変わっているというものでは、
0:43:40	ないと。
0:43:41	考え
0:43:45	規制庁スズキです。ただ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:48	今日の資料 4 ページは、
0:43:52	改造なんていう言葉、特段何も書いてなくて管理上の何か変更しただけです。
0:43:58	理解いただけるように見えるんですけど。
0:44:01	それは改造、
0:44:03	何ですか。
0:44:07	ここで書いてる通りですね勘定の数字を変えたというところであったとしてもですね、ものを新たに取りかえて要目表の記載を変えるというところになりますので、
0:44:19	やはりそれは、改造になるという認識。
0:44:27	施設すべてそれは工認手続きガイドにおいて、そう読めるからと言ってるだけであって先ほど口頭で説明されたように、明白に厚い厚さを変えるんですと。
0:44:40	結果でも技術基準を満足するんです、適合するんですっていう。
0:44:45	説明にはなっていないってことですか。
0:44:55	四国電力の中尾ですが当然要目表で変更した。
0:44:59	後の数値に対して、今回、工認で説明さしていただいていると思っておりますので、その変更後の数値に対して、
0:45:08	強度計算であるとかを、添付資料としてつけていると。
0:45:13	いうところに、
0:45:19	規制庁鈴木です。結局この 4 ページは何を説明しているんですか。
0:45:25	経緯を説明してるんですか。何かしら、改造しなきゃいけなくなった経緯を説明されてるんですか。
0:45:59	四国電力の伊藤でございますお待たせしました、えっと、こちらの、
0:46:03	補足説明書の 4 ページ、この 3 ポツの方につきましては、ヒアリングの中で弁箱ベンターの最小厚さの取り方の考え方について、
0:46:12	説明する補足説明資料を、
0:46:14	という宿題がまず一番、初回のヒアリングされましたので、
0:46:19	位置付けとしてはこのコメントリストの 4、全体 4 ページある 1 ページ目のナンバー 1 のコメントに対して、その変更の経緯、変更の間、どのような考え方。
0:46:30	が変わったかというのを説明しているものでございます。
0:46:35	江藤後コウノや目標の値が変わるところも、3、4 ページの 1 段落目の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:42	上から3行目のところで4ムソウ記載中の変更することとしたと、こちらは審査会合の当時からもこのような記載を入れさせていただいているところでございます。以上です。
0:46:56	規制庁鈴木です。
0:46:58	そうするとやっぱり弁ABの、
0:47:05	取り扱い答弁新扱い平成19年的な扱いは、やっぱりちょっと違うんですね。
0:47:12	弁士についてはあくまでも取りかえであって性能とか強度には影響しない範囲での、
0:47:19	取りかえを、
0:47:20	していて、今回は明らかに寸法を変える改造をしていると。
0:47:27	いう、その扱い内容が違うということですね、やっぱり
0:47:32	四国電力のナカガワですが、平成19年の時はですねおっしゃられる通りこの便スター3については変更ないという扱いでした。
0:47:40	ただ、現場来厚さの方が変更ありということで、認可申請にはなってます、一応この弁蓋等についても、計算等で問題ないことを、
0:47:53	で示させていただいてまして、
0:47:56	結果としては、今回の認可申請で共同で、
0:48:00	説明した内容と同じような内容を当時もしているという状況になって、
0:48:07	規制庁鈴木です。
0:48:10	平成19年当時弁ふたはあくまでも性能強度は変わらないと理解で、弁箱については、性能強度が変わる改造を行っていたという
0:48:21	ところを理解して、そうすると、弁ABについても、弁箱については、
0:48:27	弁シート、同じ改造をしている。弁部隊については、弁シートは違って今回は改造していると。
0:48:38	そういう扱いとして申請していると、そういう理解でよろしいですね。
0:48:43	四国電力の仲川です。ご認識の通りです。
0:48:51	規制庁鈴木です。多分やっぱりまだ、
0:48:55	規制庁内は、今の説明を
0:49:00	共通認識にはなっていないと思うので、改めて、説明資料なり申請書なり、
0:49:08	審査会合での説明内容なりというのを精査して、今言った内容の説明に、
0:49:14	なってるのであれば、
0:49:17	改造として、扱うべきという事業者の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:22	その手続きが必要だと思っている部分も、
0:49:29	処分しない限りにおいては、
0:49:32	四国電力としては工事に入れないというふうに、
0:49:36	思っているので、そこは事業者なり、
0:49:42	やりたい内容の位置付けが申請書とか説明資料の中で十分書けてなければ、書き直していただくという作業にすれば、最終的にはいいのかなっていう。
0:49:55	気がしますのでその辺はちょっと庁内で確認を、
0:49:59	したいと思いますけど、奥さんと伊東さん、そんなところでよろしいでしょうか。
0:50:09	衛藤イトウです。
0:50:14	この件は、改造だというのは、
0:50:20	概要説明パワポとかに、これも審査会合の資料ですけど、にもう一応書いてあるところではあるんですけどもそれ以上の説明。
0:50:32	が必要ということですか弁ふたの改造であって現場この改造であるといったような、そういう説明が必要ということですか。
0:50:43	来てちょっといいですけど、ちなみにそれ。
0:50:46	審査会合の資料のパワポの1かな。
0:50:51	パワポの資料で別表第1の抜粋がついてるとは思いますけど、
0:51:02	後ろの方ですかね。
0:51:22	51かな。
0:51:24	多分そのそのページだと思いますはい。
0:51:40	なるほど。はい。
0:51:43	この内容をもって改造というふうに、
0:51:48	彼らは手続きをしようとしているので、であれば申請書がそういうふうになっているかどうかとところを、
0:51:55	見ればいいという、
0:51:58	だけということですかね。
0:52:02	で、衛藤はい。で、イトウイトウ規制庁イトウです。で、一応その改造という前提のもとで認可申請書が、
0:52:13	認可申請と補正書が出されていて説明書の中で、
0:52:16	技術基準規則への適合というのを迂回枯れているというふうに理解、粗相でなければ申請書になっていないはずなので、
0:52:27	と思っています。
0:52:30	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:38	規制庁都築ですそこは奥さんも、
0:52:42	それで問題ないですかね。
0:52:47	今回の申請がこの改造を前提として、技術基準適合を説明する申請を いただいているということはそれはそのように書いております。
0:52:59	規制庁鈴木です。
0:53:02	そういう処分をこうするという手続きに、
0:53:06	は入れるかどうかの確認をしっかりと、
0:53:11	手続きに入るということによろしいですかね。
0:53:16	規制庁伊東ですすいませんちょっと私が飲み込み切れてないんですけ どそういう手続きは入れるかどうかの確認というのは、どういう確認。
0:53:29	申請書の中で、
0:53:34	要目表変更前と変更後で寸法が違うんじゃないですか。はい。
0:53:40	その寸法に変えるというのが、
0:53:44	申請書の中で、
0:53:46	変える内容が、
0:53:49	適切であることを説明する資料がどこかにあるはずですよ。
0:53:55	ファイル内容が適切である。
0:54:05	何かしら要目表に書いている数字っていうのは、その数字にする何かし ら根拠があるはずですよ。
0:54:14	それは、図面に出ている、
0:54:18	この先方ですよみたいなそ、そういうことで、いや、中部支店じゃなくっ て、
0:54:24	或いは申請書の中での整合性ではなくって、
0:54:29	なぜ、変更前から変更後の数字に変えるのかという、
0:54:34	説明がないと、性能を満たしてるかどうかっていうところは、
0:54:38	確認のしようがないじゃないですか。
0:54:45	なぜ変えるのか、何か今回で言うと弁単体の厚さで一番薄いところと る。
0:54:54	というところこの数字をとるかどうじゃなくて単純に、
0:54:59	変更前の数字から変更後の数字に改造すると言っているので、
0:55:05	変更前の数字であった根拠が、当然のことながら性能を満たしている という説明が、
0:55:11	どっかにまずもともとあって、改造後において、数字を変えても、同じよ うに性能を満たせるんだ、もしくは違う性能を求めて、変えたんだって いう説明が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:24	あつたりすればそれが技術基準に適合するかどうかってところを見ないと、その数字でいいかどうかってところが、確認性能として確認しようがないじゃないですか。
0:55:35	イトウです例えば強度計算とかだと最低必要な厚さっていうのが幾らですっていうな計算で出てきて、
0:55:45	今回の変更後の数字はそれ以上の値であるといったようなことが書かれてるんですけどもそういったあたりですか。
0:55:54	強度はそうですね、はいはい、はい。
0:55:57	性能が何か変わるんであれば、それについても何かしら説明がないと。
0:56:03	うん。いけないわけですよ。
0:56:20	あと、
0:56:21	規制庁イトウでちょっと東北電力は聞きたいんですけど背性能に変更はあるんでしたっけ。
0:56:32	四国電力のナカガワですが、弁としての性能に何か違いがあるわけではなくて、当然、圧力とともに同じ条件で設計したものとなります。口径が変わるものでもありません。
0:56:45	今回はそういう厚さっていうところを変えるというところで、そこが影響するのが、強度計算というところになって、その強度計算で、変更後の数字、
0:56:56	が、技術基準を満足しているというところを示させていただいております。
0:57:04	規制庁宗ですけど、今のお話は強度の話であって、
0:57:09	共同以外に性能を何か担保するところっていうのはこの辺はそういう機能を持ってないんですか。
0:57:27	四国電力、皆川ですがその辺の種別として、今、逆止弁というところを使うというところも、変更前と同じですので、基本的には、
0:57:38	並行するのは、厚さのところだけになります。
0:57:43	規制庁それで裾性能は、
0:57:47	何かの性能を担保してるはずなんだけど、
0:57:52	何、何かの性能は、今回、寸法が変わっても、
0:57:58	性能に影響を与えないってことで、強度だけを確認したということをお願いしたいってことですか。
0:58:09	四国電力の中川ですが設定根拠に記載しているますものも、圧力とか温度とか、そういうところになります。そういうところは、変更はありませんが設定根拠として今回つけさせていただいています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:24	すいません、元に戻っちゃうんですけど、そうすつこの弁は、
0:58:29	今日の以外の性能は求められていないんですか。
0:58:36	四国電力の中川ですが当然弁としての機能は要求されているますので、もちろん、
0:58:43	弁逆止弁として、
0:58:46	の機能ですね、それを担当するものと思ってます。
0:58:51	はい。ですのでその機能に、
0:58:55	影響する。
0:58:56	改造なのか改造じゃないのかっていうところをちょっとお聞きしたかったんですけど。
0:59:05	四国電力の仲川ですが、逆止弁としても、再考しあわせるコンドウの条件も変えませんか、逆止弁という種類も変わりませんので、
0:59:15	そこは影響ないものと考えてます。
0:59:20	規制庁数字ですないと考えている。
0:59:24	だけではなくって、
0:59:25	逆止弁の機能に影響を与えない改造範囲であるっていう。
0:59:31	説明なんですかということにお答えいただきたいんですけど、四国電力中出失礼しましたその通りです。逆止弁の機能に影響する工事ではありません。
0:59:41	そこについては、ちょっと、
0:59:44	もともと、
0:59:47	その逆止弁の機能っていうのが何で担保されていて、今回の改造範囲においてはそこは、
0:59:55	関わりがないんですけどっていう説明をしていただきたいんですけども。
1:00:10	四国電力の仲川ですが、何担保というのは、公認資料上どこかに書いてますかという、そういう質問でしょうか。
1:00:19	まず規制庁スズキスまず技術的に。
1:00:23	例えばですね、今日の資料3の4ページで、
1:00:28	辨野。
1:00:30	断面図が出てるじゃないですか。
1:00:34	この中で逆止弁の機能になっているのはどこの部分で、
1:00:38	今回、寸法を変えたところは、その機能に影響しない。
1:00:43	改造範囲なんですってことを、何かしら説明できるものなんですかね。
1:00:54	四国電力の仲川ですが、まさにこの4ページで書かしていただいている形状です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:01	が今回も変更後も同じような形になります。今回変えるところはここの現場小厚さデンスた差っていうところになりまして、
1:01:12	実際は、この数字を伺いがあるんですけど、ものとして、大きく形状変わるものではありませんので、そういうところで影響はないと。
1:01:23	ご説明できますのでそう、そういう説明を、この補足説明資料に追加するようにいたします。
1:01:30	ちょっと形状としてってところが、逆止弁の機能に関わる形状がどこで決定されているのかがちょっと、
1:01:40	わからないので、
1:01:43	影響しない形状の変更ですよとさらっと言われちゃうだけだと。
1:01:48	やっぱり性能にが変わってる変わってないかっていうところが、
1:01:52	理解できないので、そこは市、しっかり説明をしていただきたいんですけどもよろしいでしょうか。
1:02:01	四国電力の中です。了解です。そのように補足説明資料で説明したいと思います。
1:02:08	規制庁するケース伊東さん今の話だと、
1:02:13	性能には影響しない。
1:02:16	寸法変更になっていると。
1:02:18	なので、あとは、単純に系統内の運転圧力温度、その他何かし何かしらの、
1:02:27	荷重条件に対して必要な強度を持っているかどうかを今回改めて確認したんですと。
1:02:35	そういうことのように。
1:02:37	なので、共同計算書さえあればいいという説明に、
1:02:42	最終的になりそうな気がするんですけども。
1:02:46	それで手続き上、特段問題ないってというような、
1:02:52	ことが、今、出されてる資料の中で、
1:02:56	確認ができますかね。
1:03:02	今、出されてええと、申請書のことですか。
1:03:07	まずは申請書。はい。次に、申請していない理由とかを書いている。
1:03:16	説明資料あるじゃないですか。
1:03:18	音声、添付していない理由ってことですかね、添付していなかったり今回申請範囲としなかったみたいなんか、
1:03:29	そこでその説明がちゃんとしっかり書かれているのかどうか。
1:03:36	補足説明資料の中の表のことですよ。そうですねはい。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:42	ちょっとそこを確認してみないと。
1:03:46	我々が確認しなきゃいけない内容の情報が、
1:03:50	足りてるかどうかはちょっとよくわからないので、
1:03:53	はい。
1:04:05	それで
1:04:07	伊藤さんの疑問は、
1:04:10	解消できたんですかね。
1:04:14	等、
1:04:36	井戸です。その下、改造という。
1:04:40	全停電河川社長が出されていて、先生の影響を与え、
1:04:46	与えるのかどうか、あと強度に影響を与えるのかどうかというところ、
1:04:52	確認する確認するっていうのはわかります。はい。
1:04:57	田井。
1:04:59	既設のオクでございます。今の
1:05:03	基準適合の関係でこういう説明があると非常にわかりやすいなと個人的に思いますのは、
1:05:09	寸法を変えても気を満たしてるというふうなお話をいただいているところ ですけども、この共同計算とかを行う上でます。多分何らかの式という か、先方で一つのパラメーターなんだろうと思います。計算して、
1:05:19	何らかの基準があって、それを満たしてるから適合だっていうふうなお 話をさせていただけるんだと思いますけれども、寸法を変えたときに、
1:05:27	共同の値がどれぐらい変わるのか、それは基準をどれぐらいこういう表 に出してるのかみたいな、そういうあたりが、定量的にご説明としてあれ ば、基本納得しやすいのかなと思いますけど、いかがでしょうか。
1:05:42	四国電力の仲です今、添付させていただいた強度計算書にもですね、 必要な厚さ、強度上必要な厚さとして幾ら、それに対して今回、抑揚に 記載している値が幾らという記載をさせていただいてますので、
1:05:56	そこでどれぐらいの裕度があるかというところは確認できるかなあと思っ ております。
1:06:10	規制庁伊藤です。それでちょっとあの図、今の話と、先ほど鈴木さんが おっしゃってた平成 19 年の弁Cの時の古藤
1:06:21	と記載するっていうところとの関係。
1:06:25	ていうと、
1:06:26	何か弁椎野と機能せ整理が何か今回のに影響するんですかね。
1:06:47	あ、すみません、一応鈴木さんに質問しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:53	規制庁鈴木です。弁Cは全部他は改造ではなくって、あくまでも取りかえだというふうに、
1:07:02	言っているので、特段何もそこは、性能も強度も変わらないということで、
1:07:09	処理されていいると、申請されていて処理されていると。
1:07:14	言ってたから弁箱の方だけ、今回の便利イベント同じ。
1:07:20	手続きが平成 19 年になされたということで、そこが同じ手続きになってればいいんじゃないんですか。
1:07:28	何か伊藤さんの疑問はそういうことじゃない。
1:07:36	御小中改造として連エザキの弁水の弁箱、
1:07:44	と、今回のベイベーが同じ手続きがされ、
1:07:50	手続きっていうのかな。
1:07:52	同じ。
1:07:55	同じそのウエイト扱いをされてます。
1:07:59	されてるかどうかの確認ってことですか。
1:08:02	単純に平成 19 年の申請書と、
1:08:06	今回の申請書は、現場子については全く同じ記載になっているはずですよ。
1:08:13	同じ。同じです。違ったりするんだったらその辺は違いがあるかもしれないですけど。
1:08:19	記載としては変更前変更同じ数字が入ってます。
1:08:26	弁箱は平成 19 年のときに、はい。数字を書いているんですよ。変えます。はい。
1:08:32	はい。それは今回の便利ABでも同じ、変更前変更後の数字になって、変更前変更後の数字がと同じです。はい。
1:08:42	はい。なので、説明処理とかも全く同じ記載になっているはずですよ。
1:08:49	説明書類の記載が同じかどうかですか。添付資料。
1:08:55	はい。
1:08:56	実用炉則が変わって何かつけるものがありましたっていうんだったら別ですけど。
1:09:00	なるほど。なるほど。そうですか。横尾の確認ですか。ふうん。はい。
1:09:06	いや、手続き上は同じはずですよ。そうですねもちろん実用炉則の方。
1:09:13	変更とかあったかもしれないですけど。はい。はい。一方で弁舞台については、弁士平成 19 年の弁士は性能強度とも変わらない取替の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:24	手続きで言ってみれば認可を要しないものなんだけど、全部だと一緒に弁自体を変えるので、
1:09:32	改造するので、そこで一緒に書いていますわと。
1:09:36	言っているんで、今回の弁ABはそこも改造になっているから、当然のことながら、説明資料の方は違う内容に、
1:09:46	なるはずですよ。
1:09:50	ちょっとそこがいまいち飲み込めてないんですけど取替と改造でそんなにその付ける集中治療の中身が変わるのかっていうところなんですけど。
1:10:01	衛藤。
1:10:08	いや、単純に、
1:10:10	弁Cについては、
1:10:15	その時に改めてその弁の強度計算書を作りましたっていうことであれば、今回と同じ説明資料が出てきているのかもしれないけれども、
1:10:25	手続きの前に、その強度計算書があったとしたら、強度計算書変更なしとして、
1:10:34	手続きがなされるはずですよ。
1:10:43	うん。
1:10:45	今回は規格計算のところ、或いは材料のところ、
1:10:50	は全然変わらないんだけど最終的に比較している数字が、
1:10:54	のところの記載は、改造として適合するかどうかを、
1:11:01	見ているわけですよ。
1:11:04	なるほどはい。はい。それが変わっているから、改造後で、当然見えますよ。その数字で見えますよねということですね。なるほど一通り、
1:11:15	強度計算書の説明がないと、改造した結果が技術基準に適合するかどうかを説明しきれないですよ。はいはい。その部分は理解しました。はい。
1:11:27	はい。
1:11:34	一応それで疑問は解けました。
1:11:37	とっけ。
1:11:39	とけたと思いますはい。
1:11:42	はい。
1:11:49	あ、すみません規制庁伊藤です。
1:11:52	規制庁側から、
1:11:56	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:58	すいません規制庁の奥でございます。これまでも続いたことと重複するわけです。恐縮ですが1件、
1:12:03	確認させてください。
1:12:05	平成19年の辨野鳥飼のレシート議会の工事のときに、
1:12:11	設計当初4棟、
1:12:14	共通する中で何を採用されたという、
1:12:18	説明書の中では設計当初の4というのは、メーカーの方から、事業者さんの方に正式に提出された文書であって、一方その
1:12:26	A系統さんというのはメーカーから入所された。
1:12:32	監視の事業者に提示するものはないというふうな話もあり、
1:12:35	の方で行動してある意味二つのあたりの作業のオプションというのあったと思う。
1:12:41	なんていう細野。
1:12:42	正式に先方と対応したのかというあたりは奥さんすいません一応その数字はマスキング対象なのでなるべくお願いしていないように思います。
1:12:52	メーカーがどうしてこう。
1:12:54	作業員を採用した値を採用したのかっていうあたりその辺りは何か理由とか確認されますでしょうか。
1:13:04	四国電力の仲川ですが、えっとですね、弁二つ差の方が、その寸法とる位置が変わったっていうところにつきましてはですね、補足説明、東京のそれ、資料3の、
1:13:15	4ページ目にですね、変更の内容というところで、
1:13:21	変えささせていただきます。
1:13:22	このポツの円負担スタッフ。
1:13:26	まあ、建設時はですね、レフトの来圧を受ける範囲、協会としてこの黄色の
1:13:32	IV、マーキング、
1:13:34	空でふたと現場濃くなった状態によって、境界との青色のところ、
1:13:40	圧搾
1:13:42	ストライカ
1:13:43	で、ここの厚さを、
1:13:46	これに対してですね今回平成
1:13:51	アベ負担の内圧を切る範囲。
1:13:53	この黄色のマーキングと、ここの緑、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:57	の一番水分、
1:14:00	ボトルというところで、その取る位置が変わったと。
1:14:10	すみませんこれは、ありがとうございます。当社から説明をいただいた内容と変わらないと思いますが、メーカーの方もやはりこういう考え方のもとでその寸法としてこちらを採用したというか、
1:14:21	四国電力の仲田です。ご認識の通りです。
1:14:24	決得です。わかりました。ありがとうございます。
1:14:35	規制庁伊藤です。
1:14:40	それちょっと簡単な確認なんですけれども、設計図書、
1:14:47	位置については、
1:14:51	ABCが同一の図面であるというふうに書いてあって、
1:14:58	衛藤、多田一井については、米SCの取りかえ時に工場に配置されていると、これって何か、
1:15:06	同じ1枚の図面の中で1Cの部分だけ廃止ですよみたいなそういうことなんでしょうか。
1:15:15	四国電力の伊藤です。その部分について少し細かくご説明申し上げますと、本日の資料、
1:15:21	3-6ページの、今、衛藤イトウさんが言われた部分の、この表の中の設計図書1-1HbA1cと書かれてるところの文末に弁ABCが同一の図面であると。
1:15:33	こう記載しておりますけれども、その一行上に、本図書は弁リストの各弁の図面で構成されており等ございます。で、この廃止をする手続きの際にですねこの弁リストについては、
1:15:44	それぞれの弁がABCと行で分かれて並んでおりまして、このC号機についてのみ、取り消し線で、その時点で廃止と。
1:15:53	いうふうに扱いますのでその弁リストからさらに詰めに飛んでいくような構成になっておりまして、弁リストの段階で、取りかえをしたC号機についてはそこで回収がされていると。
1:16:04	なのでABの図面としては、弁リスト側も、
1:16:07	まだ生きて残っているとそういうような状態になっております。
1:16:10	規制庁伊東ですはい。てことはあれですね設計図書1については、1Aと1Bと1Cというのは別の別の図面ってことですね。
1:16:22	別の図面で中身が同一ってということですか。
1:16:25	そういうわけでもないんですリストの弁の一覧表という、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:31	まず、弁リストとしてありまして、はい、そのあとに、図面がずらっと並んでましてその弁リストの横にですね、この弁についてはこの図、この弁についてはこの図、
1:16:41	引用してまして、ABCは同じ図面を引用してます。なので、図面としてはABC一つの図面で、弁リストに、三つの弁番号が、一応5というか、
1:16:52	工事が終わればですね、この建設時につけたこの図面もCが、
1:16:58	なくなりますので弁リストからCEO、
1:17:00	見え消しになるんですけど、決して、結果的には、リストから消えるので、この建設についている図面は、Bから引用されていると。
1:17:13	Cについては新たにこの平成19年のコース年工事として図面が出てきますので、その図面としてまた別の物として管理する。
1:17:24	イトウです予約あり。わかりましたありがとうございます。
1:17:31	と、
1:17:36	はい。
1:17:38	ではこの寸法変更のところ、
1:17:42	については私からは以上なんですけれども、鈴木さんから何かありますか。
1:17:54	市長スズキです他ありません。
1:17:57	はい、瀬戸イトウです。わかりました。
1:18:01	本日、質問事項としては、大体この寸法のところだったんですけど、ちょっと
1:18:11	1個別のところでは質問させてもらいたいと思います。
1:18:16	4日の許可との整合性の説明書についてなんですけど、
1:18:28	今回補正のところを出していただいている。
1:18:36	で、
1:18:37	資料、フェイスで通し、1-1-1のページなんですけれども、
1:18:44	ご覧になれば、
1:18:47	わずかに
1:19:01	はい、四国電力伊藤です。はい。確認できます。
1:19:05	この資料1-1、1-1のページの2ポツの発電を原子炉の設置の許可との整合性のところで、
1:19:15	1行目ですね、
1:19:19	基本設計方針はわかるんですけど、機器等の主要仕様表の
1:19:25	設置変更許可申請書に係る内容は云々と書かれていて、
1:19:31	今回の弁の弁ABの江藤主要仕様表つまり要目表っていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:39	旧許可の新設の中にはなかったかなと思うんですけど、この
1:19:45	衛藤設置許可申請書に係る内容っていうのは何を指しているのかというのをお聞きしたいです。
1:20:01	四国電力の仲川です。ここ記載させていただきたいかってことはですね今回の基本設計方針は今回変更はないのかもしれないですけど、機器等の仕様、要目表の変更内容について設置許可の本部、
1:20:13	の方に記載がないというところで、影響がないというところを書かせていただいている。
1:20:22	なるほどだから、内容、内容がないというのが同様であるっていうことですか。
1:20:29	四国電力の仲です。ご認識の通りです。なるほどとりあえずはい。説明については理解しました。はい。
1:20:44	はい。伊勢藤イトウです。
1:20:49	今日用意してきた質問は以上になります。それでは、ちょっと振り返りをしたいと思うんですけどもよろしければ、
1:21:01	読み上げてもらえますか。
1:21:08	即電力です。四国電力本店の富川さん、よろしくお願いします。
1:21:13	福住今トミオカでございます。そしたらちょっと宿題事項を読み上げさせていただきます。2件ほどあると認識をしております、両方とも補足説明資料への追記になる案件でございます。
1:21:25	一つ目が、補足説明資料の10ページに関しまして、弁士に関する品質記録についての内容を追記するようにとのご指示をいただいております。
1:21:37	2点目ですが、今回の逆止弁の今回の取替工事におきましてその逆止弁の機能っていうのが何であって、
1:21:48	今回寸法変更というところがありますけれどもその変更、その逆止弁の機能に影響するものではないということを説明として追記をすると。
1:21:59	いうところと認識をしております。またその逆止弁の機能というのがですね、先方という話もありましたけれどもどの部分を指しているのかというところも明確にするということも含め英気追求するということを
1:22:14	と認識をさせていただきます。以上でございます。
1:22:21	は池サイトイトウですありがとうございます良いかなと思いますが、
1:22:27	鈴木さん、大丈夫ですかね。よろしいですか。
1:22:31	はい。追加ありません。
1:22:33	はい、ありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:36	それでは本日のヒアリングは、衛藤尾張西麻生衛藤。
1:22:45	千波すみません江藤資料の提出時期についてはめどは立てられますでしょうか。
1:22:56	長電力イトウです。今週中に再度提出をさせていただきたいと考えておりますので、26日をめどに提出をさせていただこうと考えております。
1:23:07	瀬戸イトウです。承知しました。
1:23:10	はい。
1:23:15	はい。それではヒアリングはこれで終了としたいと思いますですが最後にすぐ電力側から何か言っておきたいようなことがありますか。
1:23:28	四国で。
1:23:30	特にありません。
1:23:32	瀬藤側もよろしいですかね。はい。
1:23:37	はい。
1:23:37	それでは本日のヒアリングは以上としたいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。